

江田島市中町／宇品航路
指定管理者募集要項

平成26年11月

江田島市企画部企画振興課

目 次

1 基本方針	4
2 募集の概要	4
(1) 施設の概要	
(2) 指定期間	
(3) 管理に関する経費等の取り扱い	
(4) 募集等スケジュール（予定）	
3 応募資格	6
(1) 団体であること	
(2) 団体またはその代表者が，次の者に該当しないこと	
(3) 本航路の運航を遂行する能力があること	
(4) 利用促進を図ること	
(5) 船員の確保と雇用に配慮できること	
(6) 複数申請の禁止	
4 指定管理者候補者の募集	7
(1) 募集手続	
(2) 応募時の提出書類	
(3) 留意事項	
(4) 募集に関する質問	
5 指定管理者候補者の選定	9
(1) 選定方法	
(2) 評価基準	
(3) 選定結果の通知	
(4) 選定結果の公表	
(5) 指定管理者の指定	
(6) 協定の締結	
(7) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置	
6 管理に関する基準	10
(1) 運航日等	
(2) 利用料金（運賃）	

7 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）	12
(1) 事業報告書の作成および提出	
(2) 業務報告の聴取等	
(3) 利用者ニーズの把握	
(4) 管理業務の評価および公表	
8 業務の範囲および具体的内容	13
(1) 定期航路等に関する業務	
(2) 旅客船の維持および管理に関する業務	
(3) 旅客船の利用の許可に関する業務	
(4) 旅客船の利用料金（運賃）の徴収に関する業務	
(5) その他江田島市長が定める業務	
9 管理に関する経費等	13
(1) 管理に関する経費	
(2) 会計処理	
10 自主事業	14
(1) 自主事業の提案	
(2) 行政財産の目的外使用	
(3) 自主事業の収入および支出	
11 その他特記事項	14
(1) 管理上発生する責任分担	
(2) 関係法令等の遵守に関する事項	
(3) 管理業務の委託の禁止等	
(4) 指定の取り消し等	
(5) 損害賠償責任	
(6) 保険の加入に関する事項	
(7) 備品の管理および帰属	
(8) 現状回復および事務引き継ぎに関する事項	
(9) 提出書類の著作権等	
(10) 習熟訓練の実施	
12 問い合わせ先および応募先	17
【別紙1】 評価基準	18
【別紙2】 指定管理者制度リスク分担表	19
【別紙3】 備品一覧表	21
【別記様式】 1～7	22

江田島市中町／宇品航路指定管理者募集要項

1 基本方針

江田島市の公共交通は、江田島市民の生活圏が広島市や呉市に及んでいることから、航路が基軸を担っています。しかしながら、近年の人口減少やマイカー利用者の増加により、航路の利用者は減少傾向にあります。

一方で高齢化が進み、マイカーを自由に利用できない方々からの航路に対するニーズは高まりつつあります。加えて、合併による生活圏域の広域化等により、江田島市民の移動ニーズは多様化しており、効率的な公共交通サービスの構築が必要となっています。

このため、江田島市では、市営で運航してきた中町／宇品航路（以下「本航路」という。）を指定管理者制度により公設民営化し、魅力的で効率的な海上交通の実現を目指します。今回の公設民営化に当たっては、民間のノウハウを可能な限り生かしていくため、公募プロポーザル方式を採用し、民間団体から広く提案を募集するものです。

2 募集の概要

本航路の公設民営化に伴い、江田島市旅客船設置及び管理条例で定める指定管理者を募集します。

(1) 施設の概要

① 設置目的

江田島市民の海上交通を確保することにより、市民福祉および地域振興に寄与することを目的とします。

② 運航する航路概要

【航路名】中町／宇品航路

【運航区間】能美海上ロッジ～中町（中田港中町地区）～高田（中田港高田地区）
～宇品（広島港第三区宇品地区）間

③ 指定管理者が使用できる旅客船

指定管理者が使用できる旅客船は、表1のとおりです。

ただし、指定管理期間中において、使用できる旅客船を変更する場合があります。

なお、各法人・団体が所有する旅客船を使用することも可能とします。

表1 指定管理者が使用できる旅客船

	ニュー千鳥	スーパー千鳥	ロイヤル千鳥
船舶番号	134104	136142	134101
総トン数	79.00	92.00	79.00
船籍港	江田島市	江田島市	江田島市
進水年月	平成5年9月6日	平成9年6月11日	平成5年7月30日
建造造船所	大阪 三保造船所	大阪 三保造船所	大阪 三保造船所
尺度(全長)	26.08	26.08	26.08

(登録長さ)	24.52	24.52	24.52
(垂線間長)	22.70	22.70	22.70
幅	6.80	6.80	6.80
深さ	2.30	2.30	2.30
喫水	1.542	1.725	1.542
速力 航海速力	26.00	26.00	26.00
最高速力	30.20	33.90	30.20
航行区域	平水	平水	平水
旅客定員 1.5H 未満	220 人	223 人	188 人
1.5～3.0H 未満	—	—	—
6.0H 未満	146 人	160 人	132 人
船員	2 人	2 人	2 人
機関製造所	ヤンマー	ヤンマー	ヤンマー
機関型式	12LAK-ST2	12LAK-ST2	12LAK-ST2
出力 (馬力)	1100ps×2 基	1100ps×2 基	1100ps×2 基
回転数	1850rpm	1850rpm	1850rpm
諸設備	VHF 国際無線 レーダー G.P.S 冷暖房装置 2機2軸2蛇 双胴V型	VHF 国際無線 レーダー G.P.S 冷暖房装置 2機2軸2蛇 双胴V型	VHF 国際無線 レーダー G.P.S 冷暖房装置 2機2軸2蛇 双胴V型

④ 法令等に基づく許可・届出

海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 3 条第 1 項の規定による一般旅客定期航路事業の許可申請をはじめ、各種法令等に基づく許可・届出等については、指定管理者が行わなければならない。

(2) 指定期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで（5 年間）

(3) 管理に関する経費等の取り扱い

江田島市から指定管理者に対しては、管理委託料は支払いません。

また、運航による損失が生じても、原則として指定管理者に対する補てんは行ないません。

(4) 募集等スケジュール（予定）

募集等のスケジュールについては、表 2 のとおり予定しています。

表 2 募集等スケジュール

項 目	日 付 ・ 期 間
① 募集要項の配布・申請の受付	平成 26 年 11 月 7 日(金)～翌年 27 年 1 月 5 日(月)
② 現地説明会・募集説明会の開催	平成 26 年 11 月 14 日(金)午後 1 時：中町栈橋集合
③ 質問の受付	平成 26 年 11 月 7 日(金)～平成 26 年 12 月 10 日(水)
④ 質問に対する回答	質問票到着後、ホームページで速やかに回答する。

⑤ ヒアリング・プレゼンテーション	平成 27 年 1 月 19 日(月)午後 2 時：江田島市役所
⑥ 指定管理者の候補者の選定・結果通知	平成 27 年 1 月下旬
⑦ 江田島市議会の議決	平成 27 年 2 月定例会
⑧ 指定管理者の指定および協定の締結	平成 27 年 3 月

3 応募資格

本航路の指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

(1) 団体であること

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

(2) 団体またはその代表者が、次の者に該当しないこと（④の場合は役員を含む）

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む）の規定に該当する者。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）による再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者。
 - ③ 県税、市町村税ならびに消費税および地方消費税を滞納している者。
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団その他の反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）。
 - ⑥ 成年被後見人若しくは被保佐人または破産者であって復権していない者。
 - ⑦ 海上運送法第 5 条の規定に該当する者。
 - ⑧ 指定管理者の指定の取り消しを受けた日から 5 年を経過しない者または指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取り消しを受けた日から 5 年を経過しない者。
 - ⑨ 江田島市議会議員、江田島市長、江田島市副市長または地方自治法第 180 条の 5 第 1 項および第 3 項の規定により江田島市に設置する委員会の委員若しくは委員が、無限責任社員、取締役、執行役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（江田島市議会議員以外の者にあつては、江田島市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、江田島市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者。
- ※④および⑤については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、

必要な調査を行う場合があります。

(3) 本航路の運航を遂行する能力があること

- ① 現在、海上運送法第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業に携わっており、かつ、本航路の運航を的確に遂行する能力および資力を有すること。
- ② 提案した計画を、自ら適切に実施できること（事業運営が継続できる仕組みを示すこと）。
- ③ 提案した計画の実施（管理・運営等）に必要な資格、知識、経験、資力、信用および技術的能力を有すること。

(4) 利用促進を図ること

乗降客の減少を食い止め、増収を計るための努力と工夫を行うこと。

(5) 船員の確保と雇用に配慮できること

- ① 中町／宇品航路の運航に必要な船員を確保できること。
- ② 現在、江田島市企業局交通課に所属する船員が、指定管理者への就職を希望する者がある場合には、その採用および処遇について最大限の努力をすること。
- ③ 雇用に当たっては、江田島市民の雇用に配慮すること

(6) 複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

4 指定管理者候補者の募集

(1) 募集手続

① 募集要項の配布

ア 配布期間

平成26年11月7日（金）から平成27年1月5日（月）まで

イ 配布場所および時間

江田島市企画部企画振興課（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

※ただし、平成26年12月27日（土）から平成27年1月4日（日）までの年末年始は除く。

② 現地説明会および募集説明会の開催

ア 開催日時

平成26年11月14日（金） 午後1時から（中町栈橋集合）

イ 開催場所

中町栈橋および江田島市役所2階第1・2会議室

ウ 参加人数

各団体2名以内

③ 指定管理者指定申請書類の受付

ア 受付期間

平成26年11月7日（金）から平成27年1月5日（月）まで

イ 受付方法

江田島市企画部企画振興課あてに、持参または郵送のいずれかにより提出してください。
（郵送の場合は、平成27年1月5日（月）必着）

ウ 受付時間

持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 応募時の提出書類

応募に当たっては、表3に掲載している書類を1冊に綴って15部提出してください。

応募後、申請書を取り下げる場合には、取下書【別記様式7】を提出してください。

表3 提出書類

【別記様式1】指定管理者指定申請書
添付書類
① 法人の場合、法人登記簿の謄本
② 団体の定款、寄付行為、規約、その他これらに該当する書類
③ 代表者の身分証明書（非法人の場合）
④ 国税および地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの）
⑤ 平成23～25年の収支（損益）計算書および事業報告書またはこれらに相当する書類
⑥ 平成23～25年の貸借対照表および財産目録またはこれらに相当する書類
⑦ 平成26年の収支予算書・資金計画および事業計画書またはこれらに相当する書類
⑧ 運輸安全マネジメント対応マニュアル
【別記様式2】申込資格に関する申立書
【別記様式3】事業計画書
【別記様式4】収支計画書（法人概要やパンフレット等がある場合は添付）
【別記様式5】役員名簿

⑤、⑥について

※平成23年1月以降の新設会社の場合、母体となる代表法人1社に関するものも併せて提出

(3) 留意事項

① 応募締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、江田島市が内容の訂正を求める場合は除きます。

② 指定管理者候補者選定委員会開催前において、江田島市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。

③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。
- ⑥ すべての申請書類がそろっていない場合は、申請を受け付けません。
- ⑦ 指定管理者選定委員会、江田島市職員、その他本件関係者に対しては、募集に関する質問、その他事務手続きに関する事項を除き、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票【別記様式6】により、持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかにより、平成26年12月10日（水）午後5時15分までに江田島市企画部企画振興課あてに提出してください。提出された質問については、速やかに江田島市ホームページで回答します。

5 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

江田島市において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。

また、江田島市指定管理者候補者選定委員会において、プレゼンテーションを実施していただき、評価基準に照らし評価・採点を行った後、指定に関する水準を満たし、かつ、本運航業務に最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

その後、江田島市議会の議決を経た上で指定管理者を指定します。

(2) 評価基準

選定における評価基準は18ページの別紙1「評価基準」とおりです。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、採択、不採択にかかわらず、申請団体に通知します。

(4) 選定結果の公表

応募があった団体の名称や選定方法、選定結果などは江田島市ホームページなどで公表します。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者選定後、江田島市議会に指定管理者に指定する旨の議案を提案し、議決後に指定管理者として指定します。

(6) 協定の締結

指定議案の議決後、管理運営業務を実施する上で必要となる事項について、指定管理者と江田島市との間で協議の上、協定を締結するものとします。

(7) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は、指定管理者に指定しません。

- ① 江田島市議会での議決が得られない場合
- ② 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事項が生じた場合
- ③ 正当な理由なく協定の締結に応じない場合

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用および管理運営の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

6 管理に関する基準

本航路の管理基準は、以下のとおりとします。

(1) 運航日等

運航日は、年末年始を含む毎日とし、次の基準に基づくこととします。

また、荒天または旅客船の故障により、運航を中止した場合は、江田島市長に速やかに報告することとします。ただし、定期の検査など、運航の中止が事前に分かる場合には、あらかじめ報告することとします。

なお、ダイヤ改正を行う場合には、路線バスおよび予約型乗合タクシー（おれんじ号）との乗り継ぎに配慮するため、2か月前までに江田島市長の承認を得ることとします。

① 年末年始を除く毎日

- ア 公募開始時の便数（1日23往復以上）を確保すること
- イ 午前7時台の便について、250人以上の輸送能力を確保すること
- ウ 始発便および最終便については、現行ダイヤから大幅な変更がないよう配慮すること

② 年末年始（12月31日～1月3日の間）

1日10往復以上（海上運送法に基づくサービス基準以上）を確保すること

(2) 利用料金（運賃）

地方自治法（昭和22法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用します。

利用料金制とは、利用者が支払う利用料金（以下「運賃」という。）を指定管理者が自らの収入として、中町／宇品航路の管理に要する経費に充てるもので、表4～8に掲げる運賃を超えない範囲で、あらかじめ江田島市長の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

したがって、指定管理者は、管理業務に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

① 運賃

運賃の額は、指定管理者が表4～8に掲げる範囲内において、あらかじめ江田島市長の承認を受けて定めるものとします。この点を踏まえた上で、事業計画書【別記様式3】を作成してください。

算出した運賃に 10 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた金額とします。

また、消費税および地方消費税率が引き上げられた場合には、江田島市が設定する運賃も引き上げることとします。

なお、貸切船の運賃は、深夜、早朝、距離、回送、積載内容等を勘案して指定管理者で定めることとします。

表4 運賃表(中町／宇品航路)

区 間	能美海上ロッジ			
2等 急行料金	60円 30円	中 町		
計	90円			
2等 急行料金	160円 30円	100円 30円	高 田	
計	190円	130円		
2等 急行料金	640円 320円	640円 320円	640円 320円	宇 品
計	960円	960円	960円	

※保護者の同伴する1歳以上6歳未満の小児については1人に限り無料とし、1歳未満の小児については無料とします。

※大人運賃と小児運賃の区分は、12歳以上(中学生以上)の者を大人とし、12歳未満(小学生以下)の者については小児とします。なお、小児運賃は大人運賃の半額とします。

表5 回数券運賃表(中町・高田～宇品間)

回数券	4,800円 (960円券×6枚綴り)
-----	---------------------

表6 定期運賃表(中町／宇品航路)

種類	1か月	3か月	6か月
通勤	28,800円	86,400円	172,800円
通学	17,280円	51,840円	103,680円

表7 手荷物運賃表(中町／宇品航路)

種類	区間	20km未満
受託手荷物		100円

表8 小荷物運賃表(中町／宇品航路)

種類	区間	20km未満
10kg以下		80円
10kgを超え20kg以下		160円
20kgを超え30kg以下		250円

② 運賃の割引

指定管理者は、表 9 に規定する運賃割引基準に基づき旅客船の運賃を割引することとします。

表9 運賃割引基準

対象者の区分	割引率
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者および第 1 種身体障害者の介護者	50%
厚生労働事務次官通知に基づく療育手帳の交付を受けている者および第 1 種知的障害者の介護者	50%
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、1 級精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護者および 12 歳未満の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護者	50%
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条、第 124 条および第 134 条に規定する学校並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育園等の活動を引率する者	30%
旅行目的および行程を同じくする 15 人以上の団体旅客	10%

7 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）

(1) 事業報告書の作成および提出

指定管理者は、旅客船に関する実施状況報告書、収支決算書および経営状況を説明する書類を四半期ごとに作成し、各四半期経過後 1 か月以内に江田島市長へ提出しなければなりません。

また、江田島市職員が直接旅客船などに出向き、管理運営状況を調査する場合があります。

(2) 業務報告の聴取等

江田島市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

(3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

(4) 管理業務の評価および公表

① 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い江田島市に提出しなければなりません。

② 江田島市は、(1)に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表するものとします。

8 業務の範囲および具体的内容

指定管理者は、「安全・安心」を第一とし、江田島市旅客船設置及び管理条例第5条に規定する次の業務を行うこととします。

(1) 定期航路等に関する業務

- ・海上運送法第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業（中町／宇品航路）
- ・同法第20条第2項の規定により届出をした不定期航路事業（貸切船事業）など

(2) 旅客船の維持および管理に関する業務

- ・船舶安全法（昭和8年法律第11号）および海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく、船舶、機器、設備および海洋環境にかかる検査
- ・旅客船の保守点検および修繕
- ・旅客船の清掃
- ・備品類の調達および維持・管理など

(3) 旅客船の利用の許可に関する業務

- ・乗船券の回収、定期券の提示確認
- ・公益を害するおそれがあると認められる者に対する利用の制限
- ・旅客船の管理または運営上支障があると認められる者に対する利用の取り消しなど

(4) 旅客船の利用料金（運賃）の徴収に関する業務

- ・旅客船の利用に必要な乗船券の販売など

(5) その他江田島市長が定める業務

- ・利用者などからの苦情対応
- ・江田島市への各種計画・報告書の提出
- ・利用促進業務
- ・江田島市との連絡調整など

9 管理に関する経費等

(1) 管理に関する経費

平成27年10月1日から平成32年9月30日までの指定期間5年間における管理経費については、次のとおりです。

- ・4～5ページの表1に掲載している旅客船3隻（ニュー千鳥，スーパー千鳥，ロイヤル千鳥）を無償で貸与します。ただし、旅客船を変更する場合があります。
なお、各法人・団体が所有する旅客船を使用することも可能とします。
- ・江田島市から指定管理者に対しては、原則として管理委託料は支払いません。
- ・旅客船の検査費用および修繕費などについても、指定管理者の負担とします。
- ・指定管理協定の締結後、燃料価格が著しく高騰するなど、やむを得ない状況が生じた場合においては、江田島市と指定管理者で協議することとします。

(2) 会計処理

旅客船の管理に関する収入および支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別して経理してください。

10 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、旅客船の設置目的に沿って自己の責任と費用により、独自に企画・計画した自主事業を提案することができ、提案された自主事業は、江田島市長の承認を得た場合、実施することができます。

(2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、江田島市の使用許可を得たうえで、江田島市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。

(3) 自主事業の収入および支出

自主事業に係る収入について、旅客船の管理に係る収支計画書【別記様式4】に計上することにより、指定管理者の収入に充てることができます。

11 その他特記事項

(1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、19～20 ページ別紙2「指定管理者制度リスク分担表」とおりです。

(2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、海上運送法、江田島市旅客船設置及び管理条例および同条例施行規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

① 地方自治法第244条第2項および第3項

(公の施設)

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

② 江田島市情報公開条例第 18 条第 1 項および第 2 項

(指定管理者の情報公開)

第 18 条 指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

③ 江田島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 11 条など

(個人情報保護)

第 11 条 指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者およびその管理する公の施設の業務に従事している者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、または不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、または業務に従事している者の職務を退いた後においても同様とする。

また、管理業務に係る個人情報の保護については、特に次の点を遵守してください。

ア 秘密の保持

指定管理者は、旅客船の管理業務の処理上知り得た個人情報その他管理業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。この協定の終了後または協定解除後においても同様とする。

イ 目的外利用等の禁止

指定管理者は、江田島市の承諾を得ないで旅客船の管理業務に係る個人情報を業務以外の目的で利用したり、第三者に提供してはならない。

ウ 複写および複製の禁止

協定を履行するために行う場合を除き、旅客船の管理業務に係る個人情報が記録された資料（電磁的記録であるものを含む。）を複写し、または複製してはならない。

エ 資料等の返還等

江田島市から貸与された資料等がある場合は、旅客船の管理業務終了後直ちに江田島市に返還、または江田島市の指示により消去し、もしくは焼却しなければならない。

オ 事故の報告

旅客船の管理業務を処理するうえで、資料等を紛失したり、その他の事故が発生したときは、遅滞なく江田島市に報告し、その指示を受けなければならない。

カ 立入検査等

旅客船の管理業務の処理に伴う個人情報の取扱体制および安全対策の具体的処理状況について、随時、江田島市の立入調査に応じ、必要な報告の求めに応じ、江田島市の指示に従わなければならない。

なお、管理業務に従事している者もしくは従事していた者が、これらに違反し、個人情報

報の不適正な取扱いをした場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に規定する罰則が適用される場合があります。

④ 江田島市行政手続条例

指定管理者は、江田島市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

(3) 管理業務の委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面により江田島市が承諾した場合は、この限りではありません。

(4) 指定の取り消し等

江田島市は、指定管理者が江田島市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることとなります。

(5) 損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、江田島市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(6) 保険の加入に関する事項

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入していただきます。次に掲げる内容を補償する保険については、必ず加入してください。

- | | |
|---------|---|
| ・ 被保険者 | 指定管理者 |
| ・ 保険の名称 | ①船客傷害賠償責任保険
②海上保険（船舶保険）
③海上保険（船主責任保険） |

(7) 備品の管理および帰属

江田島市が備え付ける備品は、21 ページの別紙 3「備品一覧表」のとおりで、江田島市が指定管理者に無償で貸し付けることとします。

経年劣化等による備品の更新に係る費用は、指定管理者の負担とします。

また、指定管理者の責任により滅失または毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても江田島市に帰属するものとします。

「備品一覧」に定める備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとし、当該調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

(8) 現状回復および事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）

または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、江田島市に必要な資料等を引き継ぐとともに、江田島市または新たな指定管理者と十分事務引き継ぎを行うこととします。

(9) 提出書類の著作権等

申請団体が提出した書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申請団体に帰属します。ただし、指定管理者候補者の選定を行う際など必要な場合は、提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。指定管理者の決定後、指定された団体の応募書類の著作権は江田島市に帰属し、選定されなかった団体の応募書類の著作権は申請団体に帰属します。

(10) 習熟訓練の実施

江田島市では、安全・安心な運航を指定管理者に引き継ぐため、指定管理者に雇用される船員を対象とした習熟訓練の実施について検討します。この習熟訓練は、指定管理者制度に移行するまでの間に、江田島市企業局が運航する中町／宇品航路において実施するものです。習熟訓練の実施に当たり、指定管理者は、指定管理者に雇用される船員の名簿（雇用されることを証明する書類を添付）を、江田島市へ提出する必要があります。

12 問い合わせ先および応募先

江田島市企画部企画振興課

担当 畑河内(はたごうち), 越野(こしの)

〒737-2392 広島県江田島市能美町中町 4859 番地 9

電話：(0823) 40-2762 FAX：(0823) 40-2072

E-mail：kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

【別紙1】評価基準

評価項目	点数
評価の視点	
1 経営の基本的な考え方	5
① 団体の基本理念，方針，行動規範等が記載され，全職員等が目標に向けて邁進していきけるような考え方を持っているか。	
② 広報に関して，しっかりとした体制や考え方が確立されているか。	
2 職員の配置および執行体制	5
① 責任者を含め職員の配置が適正であり，組織図に執行体制が記載され，各業務に必要な職員が配置されているか。	
② 労務管理に関する体制が確立されているか。	
3 運航計画	10
① 公募条件で示したサービス水準(P10～11「6 管理に関する基準」)が満たされているか。	
② 経費削減策や将来の構想等があるか。	
4 要員計画と確保力	20
① 当初の要員計画および年間要員計画が記載されているか。	
② 要員計画に経費削減策や将来の構想等が記載されているか。	
③ 運航に必要な体制を確保できるか。	
④ 市船員が指定管理者へ就職を希望する場合，採用・処遇に配慮できるか。	
⑤ 船員の雇用に当たり，江田島市民の雇用に配慮されているか。	
5 利用促進および増収計画	10
① 利用促進策や増収対策のアイデアがあるか。	
② その他，具体的かつ有用な自主事業の提案はあるか。	
6 事業収支計画	20
① 事業の採算が取れる計画となっているか。また，収益率は高いか。	
② 収入の見込み，経費等の支出の見込みは適切な数値となっているか。	
③ 経営の安定性と継続性はあるか。	
7 資金計画	5
① 継続的に事業を進められる資金計画になっているか。	
② 事業の継続に必要な資金力があるか。	
8 教育体制	5
① 教育マニュアルを作成し，教育体制が確立されているか。	
② 安全・サービス・生産性等を職員へ教育できる体制になっているか。	
9 運輸安全マネジメント対応マニュアル	5
① 運輸安全マネジメント対応マニュアルが整備されているか。	
② 安全統括管理者等が選任されているか。	
10 地域への貢献	5
地域貢献や地域連携に関する実績や，具体的な計画案があるか。	
11 その他	10
① 緊急時（事故および災害など）に対応できる資金があるか。	
② 既存の事業の採算性に課題はないか。	
③ 利用者ニーズの把握およびその反映は十分に行えるか。	
④ 江田島市との連携体制を確立し，業務報告等を十分に行えるか。	
総合評価点	100

【失格基準】総合評価点（各委員の平均）が70点未満の場合または安定的な航路運航について疑義がある場合には，失格とします。

【別紙2】指定管理者制度リスク分担表（1/2）

項目	内 容	負担者	
		江田島市	指定管理者
物価変動	以下の特定経費の単価に関する物価変動リスク ＜特定経費＞旅客船に使用する燃料費	協議事項	
	上下水道料金の単価に関する物価変動リスク	○	
	上記特定経費以外の経費に関する物価変動リスク		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
利用者数，使用量の変動	指定管理者が指定申請時に積算した利用者数やエネルギー使用量等の変動に伴う経費の増減		○
法令変更	施設の管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該指定管理に関わらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	施設の管理運営の経費に直接影響を及ぼす法令変更（消費税および地方消費税が10%に引き上げられる場合は該当しない）	協議事項	
	当該指定管理に関わらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治，行政的理由による事業変更	政治，行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
施設修繕等	管理者の注意義務を怠ったことによる施設，設備，備品，資料等の滅失，損傷に関する原状回復または賠償		○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕		○
不可抗力	暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，火災，争乱，暴動その他江田島市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加	協議事項	
第三者への賠償	管理者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	管理者が注意義務を怠ったことによらない第三者への損害賠償	協議事項	

【別紙2】指定管理者制度リスク分担表（2/2）

項目	内容	負担者	
		江田島市	指定管理者
書類の誤り	指定申請書，事業計画書等，指定管理者がその内容について責任を負うべきもの		○
	この募集要項等，江田島市がその内容について責任を負うべきもの	○	
支払遅延	指定管理者が再委託事業者等に支払う経費の遅延による損害		○
	江田島市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
準備・引き継ぎ	指定期間開始前の準備および業務引き継ぎにかかる費用負担		○
運営管理	運航，運賃の徴収，旅客船の維持・管理，職員研修，苦情対応，地域貢献，自主事業の企画・運営などにかかる費用負担		○
	乗船券の販売場所，管理事務所，倉庫，備品，その他物品等の確保および維持管理にかかる費用負担		○
運賃	運賃の受入先		○
法的管理	施設の法的管理および手続き		○
保険	必要な保険への加入		○
その他	上記以外の事案は，江田島市および指定管理者の協議による	協議事項	

【別紙3】備品一覧表

備品名	備付場所	数量	摘要
発券機	宇品旅客ターミナル	1台	平成16年度設置 瀬戸内シーライン(株)との共有。宇品旅客ターミナルの使用料等については、同社と協議する必要がある。 (参考)平成25年度に市が支払った使用料：13,920円
発券機	中町棧橋	1台	平成9年度設置
AED	ニュー千鳥	1台	平成23年度購入
AED	スーパー千鳥	1台	平成23年度購入
AED	ロイヤル千鳥	1台	平成23年度購入
無線機 (のうみうじな)	交通課事務所	1台	昭和60年度設置 ※江田島市で廃止許可申請後、指定管理者で無線局免許申請が必要
無線機 (のうみなかまち)	中町棧橋	1台	昭和60年度設置 ※江田島市で廃止許可申請後、指定管理者で無線局免許申請が必要
無線機 レーダー	ニュー千鳥	各1台	平成5年度設置 ※江田島市で廃止許可申請後、指定管理者で無線局免許申請が必要
無線機 レーダー	スーパー千鳥	各1台	平成9年度設置 ※江田島市で廃止許可申請後、指定管理者で無線局免許申請が必要
無線機 レーダー	ロイヤル千鳥	各1台	平成5年度設置 ※江田島市で廃止許可申請後、指定管理者で無線局免許申請が必要

【別記様式1：指定管理者指定申請書】

平成 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体の名称 _____
 法人・団体の所在地 _____
 代表者の氏名 _____ 印

公の施設に係る指定管理者の募集について、次のとおり申し込みます。

1 施設の名称等

施設（旅客船）の名称	ニュー千鳥，スーパー千鳥，ロイヤル千鳥
航路名	中町／宇品航路
運航区間	能美海上ロッジ～中町～高田～宇品

※「施設（旅客船）の名称」欄に記載している旅客船は、指定管理者が中町／宇品航路で使用できる旅客船である。ただし、指定管理期間中において、使用できる旅客船を変更する場合がある。なお、各法人・団体が所有する旅客船を使用することも可能である。

2 提出書類 ※提出する書類にレ点を記入すること

- (1) 法人の場合、法人登記簿の謄本
- (2) 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに該当する書類
- (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- (4) 国税および地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。)
- (5) 平成23～25年の収支(損益)計算書および事業報告書またはこれらに相当する書類
- (6) 平成23～25年の貸借対照表および財産目録またはこれらに相当する書類
- (7) 平成26年の収支予算書・資金計画書および事業計画書またはこれらに相当する書類
- (8) 運輸安全マネジメントに対応したマニュアル
- (9) 【別記様式2】申込資格に関する申立書
- (10) 【別記様式3】事業計画書(法人概要やパンフレット等がある場合は添付)
- (11) 【別記様式4】収支計画書
- (12) 【別記様式5】役員名簿

※(5)(6)について

平成23年1月以降の新設会社の場合、母体となる代表法人1社に関するものも併せて提出

3 担当者連絡先

担当者職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

【別記様式2：申込資格に関する申立書】

平成 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体の名称 _____

法人・団体の所在地 _____

代表者の氏名 _____ 印

江田島市中町／宇品航路の指定管理者の募集に係る申込資格について、次のとおり申し立てます。

※該当する項目にレ点を記入すること

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225条）による再生手続き開始の申立てがなされている者等，経営状態が著しく不健全な者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団その他の反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は，法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み，その他の団体の場合は，団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）。
- 海上運送法（昭和24年法律第187号）第5条の規定に該当する者。
- 指定管理者の指定の取り消しを受けた日から5年を経過しない者または指定管理者に指定することができなくなり，もしくは著しく不相当と認められる事情により，指定管理者の候補者の取り消しを受けた日から5年を経過しない者。
- 江田島市議会議員，江田島市長，江田島市副市長または地方自治法第180条の5第1項および第3項の規定により江田島市に設置する委員会の委員若しくは委員が，無限責任社員，取締役，執行役，理事もしくはこれらに準ずる者，支配人または清算人である団体（江田島市議会議員以外の者にあつては，江田島市が資本金，基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて，指定管理者として指定することにより，江田島市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者。
- 国税および地方税の納付義務がない。

【理由】

.....
.....
.....

事業計画書

1 法人・団体の概要

項 目	内 容						
法人・団体の名称							
設立年月日							
資本金 (H26.11.1現在)	円						
経営の基本的な考え方 (法人・団体の基本理念, 方針, 行動規範, 目標など)							
主たる業務内容							
従業者数 (H26.11.1現在)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">正規職員</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td>非正規職員</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> </table>	正規職員	名	非正規職員	名	合 計	名
正規職員	名						
非正規職員	名						
合 計	名						
組織図 (H26.11.1現在) (組織体制図を図示し, 人数も併記)	<p>(記載例)</p> <pre> graph TD A["代表取締役(1) (安全統括管理者)"] --- B["【海上部門】 運航管理者(1)"] A --- C["【陸上部門】 総務部長(1)"] B --- D["【江田島丸】 船長(1)"] B --- E["船員(2)"] C --- F["総務課長(1)"] C --- G["営業課長(1)"] F --- H["担当者(2)"] G --- I["担当者(2)"] </pre>						

※法人概要やパンフレット等がある場合は添付すること。

2 これまでの事業実績

項目	内 容
類似施設の管理に関する実績	
職員研修に関する実績	
地域との連携や地域貢献に関する実績	

※平成23年1月以降に新設された会社の場合、母体となる代表法人1社に係る実績を記載する。

3 中町／宇品航路に関する事業計画

項目	内 容
(1)経営の基本的な考え方	
基本方針 および目標	
広報 (広報に対する考え方および体制)	
(2)職員の配置および執行体制	
組織体制等 (図表を活用し、組織体制や人員配置数、職制、職種、業務分担、勤務ローテーション、責任者等を分かりやすく記載。また、本申請書の提出後に、新規雇用を想定する場合には、それが分かるよう記載。)	

<p>労務管理体制 (労務に関する体制が確立されているかを分かりやすく記載)</p>	
<p>苦情処理の体制</p>	
<p>(3)運航計画</p>	
<p>運賃 (定期券, 回数券, 各種割引を含めた具体的な運賃を示す)</p>	
<p>ダイヤ (具体的な運航ダイヤを示す)</p>	
<p>経費削減策</p>	

将来の構想等	
(4)要員計画と確保力	
当初の要員計画 および年間要員 計画	
経費削減策 および将来構想	
船員確保の手法 および見込 (既に雇用している 船員と、新規に雇用 する船員の内訳が 分かるよう記載)	
江田島市船員が再 雇用を希望する場合 の対応および処遇	
江田島市民を 雇用することへの 配慮	
(5)利用促進および増収計画	
航路利用促進策 および増収計画 のアイデア (具体的に)	
人口減少や少子高 齢化に対する営業 努力および誘客努 力	

(具体的に)	
その他自主事業 (スケジュールなど具体的に)	
(6)教育体制	
教育マニュアルの作成と教育体制について (具体的な教育内容を記載)	
(7)地域との関係	
地域貢献や地域との連携に関する事項 (計画があれば具体的に記載)	
(8)その他	
緊急時(事故および災害等)への対応について (体制や資金調達方法保険加入<船客傷害賠償責任, 船舶保険, 船主責任保険の保険金額>など)	
既存業務(中町/宇品航路以外)の採算性 (今後の見通しなど)	

利用者ニーズ の把握 (ニーズ把握と反映 方法を記載)	
江田島市との連携 (江田島市との連携 体制や, 業務報告等 について記載)	

【別記様式4：収支計画書】

中町／宇品航路の管理に係る収支計画書

1 乗船客数の見込み

期間	H27年10月～H28年9月	H28年10月～H29年9月	H29年10月～H30年9月	H30年10月～H31年9月	H31年10月～H32年9月
乗船客数	人	人	人	人	人

2 収支計画

(単位：千円)

	H27.10～H28.9	H28.10～H29.9	H29.10～H30.9	H30.10～H31.9	H31.10～H32.9	5年間の合計
I 営業収益 (①+②)						
①運航収益						
旅客収入						
手小荷物収入						
②その他収益						
II 営業費用 (③+④)						
③運航費						
燃料・潤滑油費						
岸壁使用料						
業務委託費						
陸上員人件費						
船員人件費						
船舶備品消耗品費						
船舶修繕費						
船舶保険料						
その他費用						
④一般管理費						
人件費						
その他一般管理費						
III 営業損益 (I - II)						

※必要に応じて項目を追加してください。

※「III 営業損益」がマイナスとなる場合（営業損失が生じる場合）には、その対応策を別紙（任意様式）で整理してください。

【別記様式6：質問票】

質 問 票

平成 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体の名称 _____

法人・団体の所在地 _____

代表者の氏名 _____ 印

質 問 事 項

質 問 事 項	

連絡先

担当者職・氏名			
電 話 番 号		FAX 番号	
メールアドレス			

【別記様式7：取下書】

取 下 書

平成 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体の名称 _____

法人・団体の所在地 _____

代表者の氏名 _____ 印

平成〇〇年〇月〇日付けで申請した江田島市中町／宇品航路の指定管理者指定申請書については、取り下げます。

担当者連絡先

担当者職・氏名			
電 話 番 号		FAX 番号	
メールアドレス			